

## ◇ 通学路における交通規制の一例 ◇

○ 警察では、通学路における児童等の安全の確保を目的として、登下校時間帯における車両通行止めなどの交通規制を実施しています。

例えば、以下の標識が設置された道路は、自動車での通行が禁止されたり、曲がりたい方向に曲がれないこととなります。

～ 通行禁止標識の主なもの ～

	 ※注 1	
車両通行止め	自転車及び 歩行者専用	指定方向外 進行禁止



※注 1：歩道に設置された場合は、普通自転車の歩道通行可の意味になります。

## ◇ 通行禁止道路通行許可の手続 ◇

○ 交通規制が実施された道路の沿線にお住まいの方であっても、通行するためには管轄する警察署長の許可を受けなければなりません。

許可を受けるためには一定の要件が必要になりますので、詳しくは下記問合せ先までご相談下さい。

～ 許可申請に必要なとなる主なもの ～

- ・ 通行禁止道路通行許可申請書
- ・ 免許証の写し
- ・ 自動車検査証又は届出済証の写し
- ・ 通行する区間の略図
- ・ 身体障害者を輸送するための通行許可の申請の場合は、当該身体障害者の身体障害者手帳、身体に障害があることを疎明する診断書、輸送の必要性を疎明する診察券等



問合せ先

- 宮城県警察本部交通規制課規制第 2 係  
0 2 2 - 2 2 1 - 7 1 7 1 (内線 5 2 7 3)
- 各警察署交通課

宮城県警察本部交通部交通規制課